

「自動車差押タイヤロック」を導入！

市では、税負担の公平性を確保するため、市税などの滞納に対して差押えや公売などを行い、滞納額の縮減に努めております。

さらに、新たな取り組みとして、督促文書や電話などによる再三の催告にもかかわらず市税を納付されない滞納者に対し、今回「タイヤロック（車輪止め）」を導入しました。

○対象者

再三の催告に応じない市税・国民健康保険税滞納者（個人及び法人）

○取り組み概要

自動車など所有している滞納者に対し、差押予告書を発し、納税が無い場合、タイヤロックを用いて、自動車などの差押えを行います。

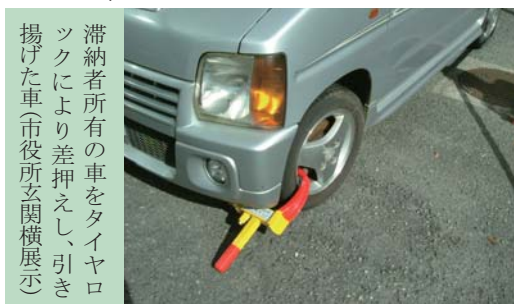
※「自動車など」は、自動車・軽自動車・原付バイク・オートバイなどを指します。

○目的

所有する自動車などを差押え、タイヤロックを装着し運行不能状態とし、それでも納税されない場合は、自動車などを引き揚げて公売します。

※タイヤロックを装着した自動車などを隠へい、損壊した場合、地方税法第三三二条（滞納処分の罪）ほか、刑法第九六条（封印破棄の罪）、刑法第二五二条第二項（横領の罪）により五年以下の懲役または五十万円以下の罰金に処せられることがあります。

※病气や失業などで納付が困難な事情がある場合は、分割による納付方法などもありますので、困った方は税務課収税係までお早めにご相談ください。



滞納者所有の車をタイヤロックにより差押えし、引き揚げた車（市役所玄関横展示）



滞納者宅を搜索し、差押えた物品（ゴルフセット・釣竿・高圧洗浄機・パソコン・高級腕時計・ブランド財布他）

市ではタイヤロックのほか、次のような差押えを実施しています！

●不動産差押

不動産の登記簿に「差押」を記載し、財産を処分することを禁止して、将来の競売などによって換価できる状態にします。

●預金差押

銀行・農協・郵便局などの金融機関に照会を行い、預金（貯金）を差押えて徴収します。原則として即時徴収となります。

●給与差押

勤務先に給与の支払いなどの照会を行い、差押え後、雇用主から滞納者へ支払われる毎月の給与の一部を徴収します。

●生命保険差押

生命保険を差押え後に解約し、生命保険会社から解約返戻金を徴収します。

●その他

国税還付金・自動車税還付金・自動車登録・出資金・売掛金などの差押えを実施しています。

【平成21年度の差押実績】

平成21年10月末現在

差押内容	件数
不動産	23
給与	8
預金	216
生命保険（調査）	2
国税還付金	13
自動車	1
物品（搜索）	8
その他	5

夜間納税窓口を開設します！

市では、12月を「市税滞納整理推進強化月間」と定め、滞納者に対する納付指導を強化するなど、滞納整理を強力に推進してまいります。これにあわせて、次のとおり夜間納税窓口を開設いたします。

期 間 12月15日（火）～29日（火）※土日祝日を除く20時まで

場 所 阿蘇市役所1階税務課窓口（相談者の方は、プライバシーを守るため個室もあります）

◆問い合わせ先 阿蘇市役所税務課収税係 ☎ 22-3111（内線1139～1141）